Ⅰ.令和６年度　社会福祉法人指導監査結果報告

１．監査の目的

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）に基づき設立された法人です。法第 24 条の規定により、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています。

他の公益法人と比べても極めて公共性の高い法人であることから、税制優遇措置や補助金の交付を受けている一方で、法人の設立、運営及び監督等について、法により厳格に規定されており強い公的規制を受けています。

法人に対する指導監査は、法第 56 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図る事を目的としています。

２．監査実施状況

指導監査については、一般監査と特別監査があります。

運営について特に大きな問題が認められない法人については、3 年に 1 回の実施を原則として一般監査を行います。また、一定の要件を満たす法人については、一般監査の周期を 4 年に 1 回又は 5 年に 1 回に延長することができます。

一般監査は、厚生労働省が示す指導監査ガイドラインに基づき、法人の主たる事務所を訪問し、関係書類の閲覧や関係者からの聞き取りにより実施します。

特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象に随時実施し、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行います。

本年度の監査実施状況は次のとおりです。

・令和 6 年度一般監査実施状況（予定を含む）

事業の区分	対象数	一般監査 実施数	特別監査 実施数
社会福祉協議会	1	0	0
障がい者関係	4	3	0
高齢者関係	5	3	0
児童関係	22	6	0
合計	32	12	0

３．監査指摘事項

指導監査の結果については、法令又は通知等の違反が認められる場合は、原則として、改善のために必要な措置をとるべき旨を文書により指導しています。（文書指摘）また、改善措置の具体的な内容について、期限を付して報告を求めています。

違反の程度が軽度である場合は口頭により指導しています。（口頭指摘）その場合は、報告は求めず、次回の監査の際に改善状況を確認しています。

法令又は通知等の違反が認められない場合であって、法人運営に資するものと考えられる事項については、助言を行っています。

令和６年度の主な指摘事項は以下のとおりです。

(1)　法人運営・事業・管理（会計管理を除く）に関するもの

①　評議員・評議員会について

・評議員会への欠席が継続している評議員がいる。

・評議員会の議事録が作成されていないものがある。

・議事録について、作成に係る職務を行った者の職氏名や議長の記載がない。

②　理事について

・業務執行理事が定款で定めた員数選任されていない。

③　監事について

・理事会への出席義務を果たせていない。

④　理事会について

・経理規程の改正について理事会の決議を受けていない。

・理事長の職務執行状況の報告について、理事長の専決事項の報告をしていない。

※報告の参考様式添付（別紙①）

⑤　事業の定款への記載について

・実施している事業に定款に記載のないものがある。

⑥　資産管理について

・借用している社会福祉事業の用に供する不動産について、利用権の設定登記がなされていない。

⑦　登記について

・役員に関する事項の変更登記が２週間以内になされていない。

・資産の総額に関する事項の変更登記が会計年度終了後３か月以内になされていない。

⑧　公益事業について

・公益事業の欠損金が継続し、社会福祉事業の経営に支障を来すおそれがある。

⑨　公印の管理について

・公印の管理が十分に行われていない。

(2)　会計管理に関するもの

①　経理規程について

・経理規程に誤記がみられる。

・小口現金の現在高が経理規程に定められた上限額を超えている。

②　資金収支計算書について

・予算額が最終補正額と一致していない。

③　内部取引について

・内部取引の相殺消去が行われていない。

④　積立金・積立資産について

・国庫補助金等特別積立金について、積立ができていない。

・その他の積立金に対応する積立資産が積立られていない。

・積立金と積立資産の額が整合していない。

⑤　計算書類に対する注記について

・誤記がある。

⑥　附属明細書について

・計算書類の金額と整合していない。

⑦　財産目録について

・様式（厚生労働省通知「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い別紙４」）に従っていない。

⑧　寄付物品について

・受け入れ処理が行われていない。

・会計処理が行われていない。

⑨　内部牽制体制の確保について

・会計責任者や出納職員による内部牽制体制の確保が不十分である。

４．指摘件数

（1）過去３年間の監査件数、指摘件数（令和６年 12 月末現在）

実施年度	対象法人数	実施件数	監査指摘件数				文書指摘有の法人数
			文書指摘		口頭指摘		
			法人運営	会計	法人運営	会計	
令和６年度	32	12	9	4	11	17	7
令和５年度	32	11	15	4	46	23	7
令和４年度	32	12	25	2	39	29	10

（2）本年度の指摘件数の内訳

次ページのとおり

令和6年度社会福祉法人指導監査結果

法人数（令和6年4月1日現在）	32法人	
指導監査実施法人	12法人	
指摘事項	文書指摘件数	口頭指摘件数
Ⅰ　法人運営	7	5
1　定款	1	0
1　定款は、法令等に従い、必要事項が記載されている。	1	0
2　定款の変更が所定の手続を経て行われているか。	0	0
3　法令に従い、定款の備置き・公表がされているか。	0	0
2　内部管理体制	0	0
1　特定社会福祉法人において、内部管理体制が整備されているか。	0	0
3　評議員・評議員会	3	2
(1)　評議員の選任	2	1
1　法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	0	0
2　評議員となることができない者又は適当ではない者が選任されていないか。	2	1
3　評議員の数は、法令及び定款に定める員数となっているか。	0	0
(2)　評議員会の招集・運営	1	1
1　評議員会の招集が適正に行われているか。	0	0
2　決議が適正に行われているか。	0	0
3　評議員会について、適正に記録の作成、保存を行っているか。	1	1
4　決算手続は、法令及び定款の定めに従い、適正に行われているか。	0	0
4　理事	2	0
(1)　定数	0	0
1　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0
(2)　選任及び解任	1	0
1　理事は法令及び定款に定める手続により選任又は解任されているか。	1	0
(3)　適格性	0	0
1　理事となることができない者又は適切ではない者が選任されていないか。	0	0
2　理事として含まれていなければならない者が選任されているか。	0	0
(4)　理事長	1	0
1　理事長及び業務執行理事は理事会で選定されているか。	1	0
5　監事	1	0
(1)　定数	0	0
1　法に規定された員数が定款に定められ、その定款に定める員数を満たす選任がされているか。	0	0
(2)　選任及び解任	0	0
1　法令及び定款に定める手続により選任又は解任されている。	0	0
2　監事となることができない者が選任されていないか。	0	0
3　法に定める者が含まれているか。	0	0
(3)　職務・義務	1	0
1　法令に定めるところにより業務を行っているか。	1	0
6　理事会	0	3
(1)　審議状況	0	2
1　理事会は法令及び定款の定めに従って開催されているか。	0	0
2　理事会の決議は、法令及び定款に定めるところにより行われているか。	0	0
3　理事への権限の委任は適切に行われているか。	0	0
4　法令又は定款に定めるところにより、理事長等が、職務の執行状況について、理事会に報告をしているか。	0	2
(2)　記録	0	1
1　法令で定めるところにより議事録が作成され、保存されているか。	0	1
(3)　債権債務の状況	0	0
1　借入は、適正に行われているか。	0	0
7　会計監査人	0	0
1　会計監査人は定款の定めにより設置されているか。	0	0
2　法令に定めるところにより選任されているか。	0	0
3　法令に定めるところにより会計監査を行っているか。	0	0
8　評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬	0	0
(1)　報酬	0	0
1　評議員の報酬等の額が法令で定めるところにより定められているか。	0	0
2　理事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0
3　監事の報酬等の額が法令に定めるところにより定められているか。	0	0
4　会計監査人の報酬等が法令に定めるところにより定められているか。	0	0

	(2) 報酬等支給基準		0	0
		1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準について、法令に定める手続により定め、公表しているか。	0	0
	(3) 報酬の支給		0	0
		1 役員及び評議員の報酬等が法令等に定めるところにより支給されているか。	0	0
	(4) 報酬等の総額の公表		0	0
		1 役員及び評議員等の報酬について、法令に定めるところにより公表しているか。	0	0
Ⅱ 事業			1	1
1 事業一般			0	0
	1 定款に従って事業を実施しているか。		0	0
	2 「地域における公益的な取組」を実施しているか。		0	0
2 社会福祉事業			0	0
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人として適正に実施されているか。		0	0
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産を有しているか。		0	0
3 公益事業			1	1
	1 社会福祉事業を行うことを目的とする法人が行う公益事業として適正に実施されているか。		1	1
4 収益事業			0	0
	1 法に基づき適正に実施されているか。		0	0
	2 法人が行う事業として法令上認められるものであるか。		0	0
Ⅲ 管理			8	24
1 人事管理			0	0
	1 法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。		0	0
2 資産管理			1	1
	(1) 基本財産		0	0
		1 基本財産の管理運用が適切になされているか。	0	0
	(2) 基本財産以外の財産		0	0
		1 基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。	0	0
	(3) 株式保有		0	0
		1 株式の保有は適切になされているか。	0	0
	(4) 不動産の借用		1	1
		1 不動産を借用している場合、適正な手続きを行っているか。	1	1
3 会計管理			5	18
	(1) 会計の原則		1	0
		1 会計基準に従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しているか。	1	0
	(2) 規程・体制		1	4
		1 経理規程を制定しているか。	0	4
		2 予算の執行及び資金等の管理に関する体制が整備されているか。	1	0
	(3) 会計処理		3	11
		1 事業区分等は適正に区分されているか。	0	0
		2 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	0	0
		3 計算書類が法令に基づき適正に作成されているか。	3	11
	(4) 会計帳簿		0	0
		1 会計帳簿は適正に整備されているか。	0	0
	(5) 附属明細書等		0	3
		1 注記が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1
		2 附属明細書が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1
		3 財産目録が法令に基づき適正に作成されているか。	0	1
4 その他			2	5
	(1) 特別の利益供与の禁止		0	0
		1 社会福祉法人の関係者に対して特別の利益を与えていないか。	0	0
	(2) 社会福祉充実計画		0	0
		1 社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。	0	0
	(3) 情報の公表		1	0
		1 法令に定める情報の公表を行っているか。	1	0
	(4) その他		1	5
		1 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じているか。	0	0
		2 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われているか。	0	0
		3 当該法人が登記しなければならない事項について期限までに登記がなされているか。	1	3
		4 契約等が適正に行われているか。	0	2
指摘件数合計（Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ）			16	30